

き

しわだファミリー・サポート・センター会員募集

子育てをサポートしてほしい人（依頼会員）に、お手伝いができる人（協力会員）を紹介しています。

あなたも協力会員として地域で子育てを応援しませんか。年齢・性別を問いません。協力会員に登録するには、会員講習会（左記）の受講が必要です。

依頼会員の登録は随時受け付けています。

※ 1時間700円（基本）の有償ボランティアです。

●会員講習会（無料）
子育てに役立つ内容です。依頼会員も受講できます（1日のみでも参加可）。

日時など 左表のとおり

場所 市職員会館（岸城町）
保育 3カ月就学前児童3人（申込先着順）

申込・問合せ 11月20日（金）までに電話でしわだファミリー・サポート・センター（☎437・7933）へ

日時	内容
11/30（月） 10:00～12:40	①子どもの病気と健康管理 ②保育の心・子育て支援
12/1（火） 10:00～12:40	③子どもの安全と事故防止 ④子どもとの暮らしとケア
12/2（水） 9:30～12:30	⑤救急救命（修了証交付）

廃

棄物減量等推進審議会

市民委員を募集

ごみの減量化や適正な処理について、調査・審議する委員を募集します。会議は年に数回、平日昼間に開催します。

応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。
対象 18歳以上の市内在住・在勤・在学者（他の審議会などの委員は除く）

任期 2年
募集 3人（書類選考）
報酬 1会議につき9千円
申込・問合せ 11月20日（金）（必着）までに郵送またはフ

アクセス・電子メール（ごみ問題・ごみ減量化）について800字程度のレポート、〒住所、氏名、ふりがな、年齢、性別、電話番号、市外在住者は勤務先または就学先の名称・所在地・電話番号、応募理由、環境に関する活動経験があれば記入）で廃棄物対策課（〒596-0825 土生町2丁目4-30 ☎423・9439 ㊚436・0418 ㊚halkibutsu@city.kishiwada.osaka.jp）へ

D

DVかもしれないと思ったら相談を

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

●岸和田城をライトアップ

女性への暴力根絶のシンボルであるパープルボンにちなみ、岸和田城をパープルにライトアップします。女性へのあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず相談してください」というメッセージを込めています。

ライトアップ期間 11月12日（木）～25日（水）日没～午後10時

●STOP! DV・デートDV! ～女性への暴力防止・啓発パネル展

DV（配偶者からの暴力）やデートDV（恋人からの暴力）は、加害者に罪の意識が薄く

日時など 右下表のとおり

●ひとりでも悩まず相談を

進

学を希望する人に入学準備金や奨学金を貸与

一般財団法人岸和田市奨学会では、高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学への進学希望者に入学準備金や奨学金を貸与しています（高校・専修学校は在学者も可（奨学金のみ）。貸与の決定には書類審査があります。対象となる所得基準など、詳しくはお問い合わせください。

対象 保護者の令和2年度市民税の所得割額が基準以下
貸与額など 下表のとおり
貸与時期 入学準備金は2月中旬～3月末、奨学金は4・8・12月予定
申込期間 12月1日（火）～15日（火）
問合せ 通学する市立中学校、教育委員会総務課学事担当（☎423・6907）

女性への暴力防止・啓発パネル展

パネル展	日時	場所
STOP! DV! デートDV! 女性への暴力防止パネル展	11/13（金）～27（金） 9:00～17:30	市役所新館1階（岸城町）
女性に対する暴力をなくそうパネル展	11/12（木）～25（水） 9:00～17:30	男女共同参画センター（加守町4丁目）

●岸和田市DV専用相談電話 ☎423-6060

土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く午前9時～午後5時

●内閣府DV相談+ ☎0120-279-889（24時間受付）

詳しくは内閣府ホームページをご覧ください

●女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

DV、職場などにおけるセクハラ、ストーカー行為など、女性をめぐる様々な人権問題の相談に応じます。インターネットは通年受け付けています（人権相談窓口URL <http://www.jinken.go.jp/>）。

日時 11月12日（木）～18日（水）午前8時半～午後7時（14日（土）・15日（日）は午前10時～午後5時）

問合せ 大阪法務局人権擁護部（☎06-6942-9496）

区分	貸与額	募集人数
高校など	入学準備金… 国公立10万円以内 私立15万円以内 奨学金（年間）… 国公立6万円以内 私立12万円以内	10人程度
大学など	入学準備金… 20万円以内	2人程度

あなたが悪いくらい暴力を振るわれるのではありません。何かおかしい、相手が怖いと感じたら、ひとりで悩みを抱え込まずに、右記へ相談してください。

問合せ 人権・男女共同参画課 男女共同参画担当（☎423・9438）

特殊詐欺対策機器（自動通話録音機）を無料で貸し出します

市では振り込め詐欺・還付金等詐欺などの特殊詐欺被害を防止するため、固定電話に取り付ける自動通話録音機を無料で貸し出します（1世帯に1台）。
対象 貸し出しを希望する65歳以上の市内在住者
貸与台数 100台（抽選）
機能 着信時に通話を録音する旨の警告メッセージを流し、自動で通話を録音します。
申込・問合せ 11月2日（月）～30日（月）までに自治振興課に備え付けの申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、直接または郵送で自治振興課（〒596-8510 ☎423-9436）へ
※ 設置は各自で行ってください。



家族介護慰労金を支給

左表の要件を全て満たす場合、家族介護者に年額10万円の家族介護慰労金を支給します。

必要なもの 家族介護者と同一世帯員全員の印鑑、要介護高齢者と同一世帯員全員の印鑑、要介護高齢者の医療保険証、家族介護者と要介護高齢者が別世帯の場合は全部事項証明書（戸籍謄本）など親族関係が確認できるもの

申込・問合せ 来年2月26日（金）までに直接、介護保険課給付担当（☎423・9475）へ

支給要件
要介護高齢者が ①65歳以上（本市の第1号被保険者） ②1年以上要介護4か5と認定されている ③②の認定期間が平成31年1月～令和2年12月 にあり、介護保険サービスを受けて12カ月以上（医療保険で長期入院した場合は、その期間を除いた前後で12カ月以上）利用していない ※ 過去に支給対象となった期間を除く。
家族介護者が ①要介護高齢者と同居（同一敷地内や隣地に居住も含む）している ②在宅で介護している
要介護高齢者・家族介護者ともに ①1年以上継続して市内に居住している ②市民税非課税世帯 ③生活保護を受給していない ④介護保険料を滞納していない